

「2019年3月ダイヤ改正について」団体交渉終了!! part. 2 【乗務員勤務制度について】

提案時の主な議論内容

- ・職場の人数規模と過去の実績から秋田運輸区の運転士、車掌に1つずつ育児介護行路を設定することにした。他の運輸区は対象者が発生した段階で変行路対応していく。どの時間帯で短時間行路を希望するかということもあるので本人の考えを聞いた上で対応できるか判断する。現時点で育児の方からの需要はない。
- ・指導担当の乗務、当務主務の運用、企画部門社員の乗務について現段階では考えていない。
- ・指導担当の人数、現場の状況、短時間行路の設定状況で現場と相談しながら進めていく。
- ・当務主務の目的は当直業務を学ぶことと人材育成。今後、主務職が増えてくれば検討する。
- ・企画部門社員の乗務はダイヤ改正以降に異動が発生した場合には前向きに検討が必要と考えている。

1項 ダイヤ改正以降に、短時間行路の希望者が発生した場合に、どのような変行路が設定されるのか予め全乗務員に周知すること

- ・**組合）行路を分割して、どのような変行路を乗務することになるのか、短時間行路がどうなっているのか？ダイヤ改正に向けて固まっているのなら乗務員周知すべき！！**
- ・まだ確定しているものではないので希望者が発生した場合に周知していく。希望者がいれば勤務発表の段階で、変行路の行路内容を周知していく。周知の方法は各箇所によるが掲示や訓練会等がある。
- ・勤務指定表には、短時間行路が臨時行路として新たな行路番号、変行路は変〇と指定されることになる。
- ・他の乗務員とのバランスも考えなければいけないので何個も作るというのは難しい。全運輸区で短時間行路というものにはならない場合もある。
- ・希望者の人数によって行路の検討はするが、他の業務等の指示をする場合もある。

2項 指導担当の乗務、当務主務の運用、企画部門の乗務について時期を明らかにすること

- ・**組合）現段階で考えていないということだが、どのような条件が揃えば運用を考えるのか？**
- ・指導担当の業務がある中でどのくらいの人数であれば乗務できるか見ていく。乗務することで指導の業務がまわらなくならないように現場と相談する。
- ・当務主務の運用にあたっては、本人の力量やその後の育成を踏まえて現場と相談する。
- ・企画部門社員の乗務については、異動してしばらく経っている方が乗務するとはならない。経験を継続させながらであれば対応はできると考えている。
- ※指導・企画部門の乗務・当務主務の運用、いずれも、期限があつて必ず実施するものではなく、各箇所の実態に応じて実施していく。
- ※対象になる方の面談をした上で、本人の意見も聞きながら、希望・資質など総合的に判断し不安のないように実施していく。
- ※非効率な乗務行路にはしないように検討をしていく。

3項 短時間行路を変行路として運用し、勤務指定後に急きょ休み等が生じた場合は、通常の勤務変更の取り扱いとし本人の了承を得ることなく通常行路としないこと

- ・短時間行路乗務者が突発で休んだ場合の取り扱いは、時間帯や代務者など状況により管理者が判断する。変行路の乗務者を本人に確認なく基本行路に戻すことはない。「一旦指定した勤務及び休日等の取扱い」に則り取り扱う。
- ・予備勤務者（労働時間7時間10分）が短時間行路乗務になった場合（基本6時間程度の乗務）は乗務終了後でも7時間10分の拘束になるというのが基本的な取り扱いになる。制度に則り取り扱っていく。

ダイヤ改正後も検証を進め、安全を基軸とした働きがいのある職場をつくりあげよう！不明な点は秋田地本まで！